

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和7年1月24日（金）午後1時30分から午後2時28分

場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

網谷繁彦、三國嘉彦、中村好成、坂田博美、鷺北英司、濱田清人、
荻野洋一、大浦清和、水島洋、島崎慎一、上野佳弘、高松賢二郎、
塩谷俊之、河合雅司

（欠席委員：森本太郎）

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

坂田 博美、高松 賢二郎

6 県職員

飯田副主幹、加藤主任（海区事務局兼務）、中島主任、野原技師

7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課（水産担当）課長兼務）

8 付議事項（議題）

（1）富山県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

県水産漁港課の野原技師から、資料1により、「富山県漁業調整規則の
一部改正について」諮問された。

規則改正を行う趣旨としては、「刑法等の一部を改正する法律」により、
懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設された。また、「漁業法及
び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正す
る法律」により、衛星船位測定送信機の備え付け命令に係る条項に新たな
規定が追加されることのほか、罰則規定に関する文言が一部改められた。
これらにより、富山県漁業調整規則に定める関係条項を改める必要がある
ことから、国が定める「都道府県漁業調整規則例」に基づき、規則の一部
改正を行う。また、本県独自の改正として、内水面におけるあゆの採捕禁
止期間を短縮する改正をあわせて行うものである。

資料7ページからの新旧対照表において、あゆの禁止期間に係る第39条については、本県のあゆ資源の現状を踏まえ、漁場の有効活用及び内水面漁業の振興の観点より、新潟県に接する境川を除き、県の内水面における採捕禁止期間の終わりを、6月15日から5月31日に短縮する。なお、こちらの条項に関しては内水面のみに係る改正であるため、本来は海区漁業調整委員会へ諮問する法的必要性はないが、改正される規則の全体の情報共有のため、併せて説明させていただく。

次に、第49条に規定される「衛星船位測定送信機の備え付け命令」について、新たに第2項を加える改正です。「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、水産資源の持続的な利用の確保のため、備え付けを命じたVMS等の通信を妨害する行為等を行ってはならない旨を新たに規定します。なお、これまで本県で備え付けを命じた実績はありません。

次に、「刑法等の一部を改正する法律」に基づく改正です。懲役及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設等されることから、調整規則における罰則規定を懲役から拘禁刑に改めるものです。なお、県の運用的な話となるが、県が所管する規則において、調整規則以外にも同様の改正を要する規則がいくつかあることに加え、罰則部分の改正には検察庁協議が必要なことから、県の総務課法規係がとりまとめて改正を行う予定である。

最後に、第56条及び第57条における文言の適正化です。これらは従来、違反行為者本人のみを罰則の対象とする規定であるが、違反者を雇用する法人も対象とできるような誤解が生じるおそれのある書き振りであったため、文言が修正されるものです。なお、違反行為者を雇用する法人に責任を追及する両罰規定については、既に規則第58条に規定されている。

調整規則改正の内容は今説明したとおりですが、細部調整のため、現在も水産庁等と継続して協議しており、その結果により、文言等について微修正が必要となる可能性があるため、その際に必要となる修正については、県事務局に一任いただきたい。

河合委員：アユの禁止期間の変更が、なぜ漁場の有効利用や内水面漁業の振興になるのか質問したい。

中島主任：内水面の漁業団体である内水面漁業協同組合連合会から、アユの採捕禁止期間の短縮、すなわち解禁前倒しの要望を受けていた。最近では、地球温暖化の影響などもあり、夏場に豪雨災害が増えてきている関係もあり、本来漁をする時期に、大雨や出水による濁りがあって川に入れにくいという期間が最近増えていることがあり、アユ資源に問題がないのであれば、現状6月16日午前5時の解禁だったものを早めることで、遊漁者がその川に入ってアユを釣る期間を延ばして、遊漁者がたくさん増えて、その分、内水面漁業の振興と、河川での漁場の有効活用に繋がるものである。

島崎委員：56条57条の説明で、自然人法人という話がありましたけど、その説明がよくわからなかった。

野原技師：間違った書き方ではなかったのですが、誤解を生じる恐れ

の書き方であったものを、正しい形に修正するもの。

島崎委員：今回の修正が必要であることについて、どこから指摘があったのか？水産庁の例自体が間違っていたのか？

野原技師：もともとのその調整規則例の書き方自体が、そうになっていた。

おそらく何らかの団体から指摘があって、改めることになったと思う。

網谷会長：漁期の前倒しは、富山県だけの話か？全国的なものか？

中島主任：富山県独自のものとして、今回、変更する。アユの漁期については、全国で様々な時期となっている。

これら以外に、委員からの意見や質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案（資料1-1）のとおり答申することが議決された。

(2) くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

県水産漁港課の加藤主任から、資料2により、「くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について」説明があった。

今年度のくろまぐろ知事管理漁獲可能量について、水産庁による都道府県別漁獲可能量の融通の仲介の結果、本県に小型魚5.8トンの融通（譲受）があった。令和6年12月に国から本県にくろまぐろ小型魚の漁獲可能量の変更（増加）について通知があり、資料に記載の方法により県内に配分した。

配分方法は、令和6管理年度において、譲受等の融通により、くろまぐろの知事管理漁獲可能量が増加した場合、当初配分の数量割合に応じて按分し、直ちに各区分に配分となっている。この方法は、昨年6月の当委員会で承認されたもの。具体的な変更は、小型魚について表に示された通りである。県全体では117.2トンから5.8トン増えて、123トンとなった。

委員からの意見や質問等は無かった。

(3) 令和7管理年度くろまぐろの資源管理について（報告）

県水産漁港課の加藤主任から、資料3により、「(3) 令和7管理年度くろまぐろの資源管理について」説明があった。

令和7管理年度が始まるにあたり、水産庁によるTACに係る意見交換会が行われており、その概要を報告する。

国際的な管理の枠組みについて、令和6年12月にWC P F Cの会議が開催され、国全体で、国際的なルールについての合意が行われた。小型魚では10%の増枠、大型魚については50%の増枠となった。また、未使用漁獲枠を繰越すこと、小型魚から大型魚への振替えについて、一般ルール化された。

国内配分については、クロマグロの国際的な管理開始前の実績に基づき配分されていたが、この点が、近年の漁獲実績に基づき配分する仕組みに改められた。直近3年である令和3～5管理年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値（基礎比率）を用いて配分することが基本となった。

また、令和7管理年度は、この基本配分に令和6管理年度の基礎配分等に基づく上乗せの調整を行うこととなっている。小型魚では令和6管理年度の当初配分の1.11倍まで、大型魚では令和6管理年度の当初配分の1.35倍までの上乗せ調整が行われている。それ以外にも、一定数量より少ない県に対しても、調整が行われている。

富山県への配分数量は、令和6管理年度では小型魚の当初配分が98.5トンであったのが、令和7管理年度では110.8トンで12.3トンの増枠となった。大型魚では同様に15.2トンであったのが、30.5トンとなり、15.3トンの増枠となった。

令和7管理年度の国の管理方針について、本年12月に県内漁協に説明するとともに、県内配分の参考とするために意見を聞いた。現在、県内配分について調整している。今後、県内配分案について各漁協に意見を聞き、次回の海区漁業調整委員会で諮問する予定である。

網谷会長：今年度は融通を受けて増枠となったが、どこから融通してもらったのか？返す必要はないのか？

加藤主任：大臣管理区分から融通を受けた。融通には、大型魚と小型魚の交換、譲渡、譲受があるが、今回の増枠は譲受によるものであり、返す必要はない。

(4) 資源管理方針に関する検討会（スルメイカ全系群）の概要について（報告）

県水産漁港課の加藤主任から、資料4により、「資源管理方針に関する検討会（スルメイカ全系群）の概要について」説明があった。

するめいかの資源管理について、令和7管理年度は令和7年4月1日から令和8年3月31日となっている。令和7管理年度に向けた現行の管理措置の見直しが行われており、令和6年8月、10月、12月に「資源管理方針に関する検討会」で議論が行われてきた。令和4から6年度に適用されている現行の管理の主な内容は、漁獲可能量は3年間一定とされ、令和3年資源評価に基づく令和4年の資源量から7万9千200トンとされた。その配分は平成30年から令和2年の3か年の漁獲実績により配分され、本県はこれにより現行水準による管理が行われてきた。

現状として、令和3年度当時と比べて親魚量が減少し、資源状況が悪化しており、令和6管理年度は、直近の漁獲実績から2万9千トンが当初配分とされた。昨年12月23日に開催された第6回会合において見直し案が示されたので、その概要を報告する。

令和7から9管理年度の管理の案としては、漁獲可能量は、資源評価において示されるその年の資源量から算定され、令和7管理年度については令和6年度の資源評価に基づく。また、配分は、令和3から5年の漁獲実績に基づくこととされた。これらは、国の資源管理方針で定められており、今回の変更案として意見公募が行われている。

令和7管理年度の漁獲可能量の案は表のとおりで、全体で1万9千200トンが示された。当初配分が1.15万トンと留保が0.77万トンとする案と

されている。大臣管理区分と漁獲実績が全体の上位 8 割に含まれる県は、数量明示による管理となる。配分数量案や留保の配分ルール等は、2月4日開催の TAC 意見交換会において水産庁から示される予定となっている。令和 3～5 年の漁獲実績を踏まえると本県は数量明示となる可能性が高い。

今後のスケジュールは、2月4日に TAC 意見交換会が開催され、当初配分や留保枠からの追加配分のルールが示され、2月上旬（中旬）に TAC の配分案等が水産政策審議会に諮問され、その後、2月中下旬に正式に各県の配分数量が通知される。このことについて、次回開催の海区漁業調整委員会に配分数量等を諮問する予定である。

網谷会長：数量を示す TAC 魚種として、今回のスルメイカについては結構厳しいものになるのではと予測している。配分数量について、国との折衝により現行水準とはならないものか？

加藤主任：配分基準が資源管理方針においてルールとして定められており、令和 3～5 年度の漁獲実績により 8 割に含まれる県が数量明示による管理になるということで、その中に含まれれば数量明示の管理となる。

網谷会長：スルメイカで漁獲規制が掛かっても、定置網では放流することは困難である。数量明示になるとなれば、県は国との調整にしっかりと当たってほしい。

加藤主任：現在は、北海道が数量明示の都道府県に該当する。北海道でも定置網による漁獲が主であり、水産庁では、定置漁業に配慮して、留保枠からの追加配分などの仕組みがある。こういった対応が次の年度にも引き続き行われるよう、また、突発的な定置網への来遊に対する対応を、定置網の操業に支障がでないよう、県としても求めてまいりたい。

網谷会長：前年度の水揚げ量にある程度比例した形で、翌年度の TAC の量を決めるという形になる。富山県の漁獲量は、全国の漁獲量が減ってもあまり減らない。富山県での漁獲量が相対的に多くなることが危惧される。

加藤主任：一つの対応策としては、国の留保枠を追加配分してもらう方法がある。現在も定置漁業に配慮した形で運用されている。

三国委員：スルメイカの資源はどのような推移で、どのような状況か？全国的に獲れないとの話は聞くが、資源の分布の偏り等で獲れないのか？また、外国漁船がたくさん漁獲して獲れなくなったのか？

加藤主任：毎年、国で資源評価が行われて、公表されている。令和 3 年度の資源評価と比較して、現状では資源は低下している。その結果に基づき、TAC も 7.92 万トンから 1.92 万トン大きく削減された。

三国委員：今後、資源が回復する見込みはあるのか？

加藤主任：研究機関では、環境条件が悪いために加入が少ない、資源が増えてこないと見ている。

三国委員：資源について、相対的にはっきりとした数量は示されていない

いのか？

前田事務局長：国の研究機関で資源評価が行われている。全国のイカ釣りのデータなど、様々なデータを集めて、資源量を数量として示している。最良の科学的に知見に基づき、推定値であるが、資源量の過去からの推移を示しており、近年は非常に低下している。

中村委員：資源量ではなくて、漁獲量で計算しているのか？

前田事務局長：漁獲量のデータを計算により、資源量に置き換える形になる。

網谷会長：TAC 配分数量と漁獲量との関係として、その増減が年により合わないことが想定される。漁獲枠以上となった場合には、放流する必要が生じる。日本全国でスルメイカの漁獲量が減ると、翌年は漁獲枠が大きく減少する。TAC が決まる前に、定置網の方々は、言うべきことは言って、交渉しておく必要があると思う。

網谷会長：スルメイカもマグロのようにならないか危惧される。

三国委員：規制を行った結果、マグロは増えてきている。

網谷会長：全国の会議で、マグロが増えてきたせいで、スルメイカが減ったという話がある。

中村委員：様々な魚種で漁獲量が減ってきている中で、スルメイカは主力となるもの。これが削られると死活問題。

前田課長：定置漁業では漁獲規制によりスルメイカを放流することは非常に難しい、ということは県全体としても認識しており、影響が可能な限りでないよう取り組んでいるところ。

(5) 富山海区漁業調整委員会指示第1号(案)に対する意見募集の結果について(報告)

事務局の加藤主任から、資料5により、「富山海区漁業調整委員会指示第1号(案)に対する意見募集の結果について」説明があった。

定置漁具への繋がり釣りに係る対応として、11月開催の前回委員会で示した委員会指示案について、事務局において意見募集を行ったので、その結果を報告する。

県の規定に基づき行った。資料1ページは今回の意見募集の案内であり、「定置網の周辺における船からの遊漁について、漁具の破損や漁具に残された釣り針により漁業者が怪我をする等、定置漁業の操業に支障を及ぼす事案が発生していることから、富山海区漁業調整委員会では、本県地先において定置漁業に用いる漁具に接触しての遊漁の禁止について、富山海区漁業調整委員会指示第1号(案)を発出することとしており、本案について、広く意見を募集する」こととして、1ページ目のおり行った。12月24日から1月17日の間で、県ホームページ等に本紙と関連資料として委員会指示案の概要と委員会指示案を公表した。

その結果、意見の応募はなかった。

委員会指示案は4ページのおりで、前回の委員会で示したのと同じである。定置漁業に用いる漁具に接触する遊漁の禁止について指示するも

のであり、指示の内容は、「富山県の地先海面において、定置漁業に用いる漁具を利用して船を固定する等の漁具に接触して遊漁をしてはならない。」とし、指示の有効期間は、「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」とする。

次回の委員会において、本案の発出について県から諮問する。

委員からの意見や質問等は無かった。

(6) その他

県水産漁港課から、1月17日に開催されたブリのTAC意見交換会の概要について報告があった。令和7年度から、ステップアップ管理のステップ1の管理がスタートする。本県では7月から6月が管理期間。ステップ1の段階では漁獲量の報告を行うが、国全体の数量でのみ管理され、本県では、具体的な数量の制限は行われない。現在示されている管理のスケジュールとしては、令和7管理年度においてステップ1が行われ、令和8管理年度よりステップ2としてTACの試行を行い、令和10管理年度に、最後のステップ3、通常のTAC管理と同じ運用が行われる予定となっている。ステップ3に入る前に、配分基準や留保のルールについて、具体的な検討が行われる。

県水産漁港課から、令和7年4月からの海区漁業調整委員会の委員候補者の公募の状況について、説明があった。昨年11月1日から12月11日までの40日間公募を行った。その結果、漁業者委員は10名、学識委員が3名、そして中立委員が2名として推薦があった。募集人数15名に対して、推薦を受けた方は15名ちょうどであった。詳しくは県のホームページの、海区漁業調整委員会のページに公募の結果を掲載している。今後、委員の候補者の中から、委員として適切であると認められる者を選定しまして、2月の県議会で、3月下旬頃に同意を得た後に、任命する。

(7) 次回委員会

次回の委員会は、令和7年3月10日(月)13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年1月24日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____